

令和5年度第1回 東京都北区公契約審議会 議事概要

開催日時	令和5年11月8日（水）午後2時開会
開催場所	北とぴあ 901会議室（傍聴人定員：20名）
出席委員	事業者団体関係者 堀田 秀一 事業者団体関係者 山本 哲哉 労働者団体関係者 伊藤 好磨 労働者団体関係者 江藤 学 学識経験者（弁護士） 一瀬 太一 ※職務代理者 学識経験者（社会保険労務士） 稲田 耕平 学識経験者（公契約関係の専門家） 沼田 良 ※会長
次第	1 開会 2 議題 令和6年度労働報酬下限額の設定方法について 3 その他報告事項等 (1) 区内事業者の受注状況の報告について（工事） (2) 連絡事項（報酬支払関係等） 4 閉会
事前送付資料	(1) 次第 (2) 令和6年度労働報酬下限額設定の勘案事項及び先行区調査結果について (3) 令和5年度東京都北区公契約条例スケジュール (4) 東京都の公共工事設計労務単価推移 (5) 会計年度任用職員（事務補助）の賃金推移について (6) 地域別最低賃金の全国一覧 (7) 令和5年度の職員の給与等に関する報告及び勧告の概要 (8) 区内事業者の受注業況について（工事） (9) 令和5年度労働報酬下限額の設定方法について（答申）
席上配布資料	伊藤委員、江藤委員作成資料
諮問	令和6年度労働報酬下限額の設定方法について ※各委員へ区長からの諮問書（写し）を審議会開催前に送付した。

発言者	議事内容
○事務局(千田契約管財課長)	<p>(開会)</p> <p>本審議会は条例により、委員の半数以上が出席しなければ、開催できないこととなっておりますが、本日全員出席されていますので、会議を開催させていただきます。</p> <p>(事前送付資料の確認)</p>
○事務局(中澤総務部長)	<p>(開会のあいさつ)</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>(席上配布資料(委員作成資料)の確認)</p> <p>(区長の諮問事項の確認)</p>
○沼田会長	<p>皆さん、こんにちは。お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>議事を進めていきたいと思いますが、円滑な運営、それから中身の濃い審議ができますよう、一段のご協力をお願いいたします。</p> <p>事務局より、議題(1)の説明をお願いいたします。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>(事前送付資料に沿った議題(1)の説明)</p>
○沼田会長	<p>ありがとうございます。最初に私から質問しますけれども、令和5年度労働報酬下限額の告示時期はいつでしたか。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>令和5年度労働報酬下限額の告示は、令和5年3月の上旬にしております。</p>
○沼田会長	<p>令和5年度労働報酬下限額と同じような答申をすると、ひょっとすると、入札前に労働報酬下限額の告示ができない可能性もあると思いますがいかがでしょうか。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>委託については、入札に間に合わない可能性があります。</p>

○沼田会長	<p>労働報酬下限額が分からないと、事業所も適切な積算ができないと思います。他区の実態を教えてください。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>先行区では、委託等の労働報酬下限額の告示については、12月とか1月に工事とは分けて告示している事例があります。工事は、国の労務単価を示すのが2月になっていますので、3月上旬の告示している状況になっています。</p>
○沼田会長	<p>分かりました。 そのほか、質問、意見ございますか。委員の皆さん、どうぞ。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
○沼田会長	<p>では、一旦切って次に行きたいと思います。労働報酬下限額の基本的な考え方とか枠組みについてですけども、昨年度に区長へ答申しております。その令和5年度労働報酬下限額の基本的な考え方や枠組みを基礎にして、最低賃金の上昇とか、あるいは職員の給与に関する勧告等を踏まえて、令和6年度労働報酬下限額の答申をするという方法が順当な方法として考えられると私は思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
○沼田会長	<p>では、そのように進めさせていただきます。</p> <p>令和6年度労働報酬下限額は、令和5年度労働報酬下限額の基本的な考え方や枠組みを基礎として、最低賃金の上昇とか、あるいは職員の給与等に勧告を踏まえた答申ということにさせていただきたいと思います。</p> <p>では、議題(1)については持ち帰っていただいても、次回でも構いません。何かご意見があったら、おっしゃっていただきたいと思います。</p> <p>次に審議会としてその答申をまとめるために、令和5年度労働報酬下限額を基礎として、具体的な案を作成するということになりますけども、事務局が作成するということがよろしいでしょうか。</p>

○沼田会長	<p>(異議なし)</p> <p>では、こちらも昨年度と同様にさせていただきます。 次に事務局から報告事項をお願いいたします。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>報告事項は、区内の事業者の受注状況についてです。公契約条例の基本方針を踏まえまして、令和5年の4月に、区の指名業者選定基準で、区内本店業者、準区内業者、支店業者の順に優先して指名できるということを明確化したところと ころです。お示しの表は、過去3年間の設計など工事関係の委託を含む、入札案件の工事の受注状況になります。これまでも区内の本店優先でやっておりましたが、件数ベースで、区内本店はほぼ8割受注して、支店が5%受注しております。</p> <p>JVにつきましては、区外業者と区内業者が組む場合と、あと区内業者同士が組む場合がございますので、区別ができないですが、こういった状況になっているというところ です。</p> <p>区内業者優先をこれまでしておりまして、さらに基準により明確化したところがございます。こちらのほうは引き続き、区内業者の受注の確保、育成のために同様な対応していきたいというふうに考えております。</p>
○沼田会長	<p>ご意見とか質問があれば、自由にどうぞ。</p>
○江藤委員	<p>今、区内事業者の受注状況を示していただきましたが、7月から公契約条例が始まりまして、工事のほうで1億円以上の入札案件で、落札率は上昇しているのですか、それとも変わらないですか。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>落札率についてはおよそ90%から96、97%ぐらいで推移していると思っております。今年度につきましても、一部解体工事だけが落札率が低くて90%を下回っているものもありますが、それ以外については大体90%から96、97%というふうに考えております。</p>

○江藤委員	<p>今、ありました解体工事ですけれども、落札率が86.9%ぐらいです。審議委員の皆さんにお聞きしたいですけれども、事業者として、この86.9%ぐらいの落札率で公契約条例の人件費というのは、十分賄えるものですか。ちょっとそこら辺をお聞きしたい。</p>
○堀田委員	<p>工事に関しましては、業種を問わず、人件費だけの契約というのは結ばなくて、一式何々解体工事、何々新築工事というのは、経費、仮設、人件費、材料、いろんなものをトータルして、合計幾らということで契約をしますので、業務委託と違って、1人当たりの労務費とかそういうのが非常に分かりづらいです。</p> <p>例えば、今、解体のご質問がありましたが、解体にしましても、持ち込んだ機械、ガードマンとか、全てこれを積み上げていったトータルでございますから、いきなり86%で、人件費が大丈夫かどうかとか言われても、落札した業者によっても、うちは産廃が強いとか、うちは機械に強いとか、いろいろありますので、非常に一概には言えないです。それは解体だけじゃなくて、工事においては全て、在庫とかそういう材料と手間とか、経費とかいろいろ積み上げていきますので、どうですかと言われてると即答はちょっと難しいです。</p> <p>壊すものにもよりますし、木造であるか、鉄筋コンクリートであるかとか、町中の狭いところ、狭隘の幅員のないところの解体をすとか、前面道路が広い道路でやるかとか、いろんな要素によって、工事の場合は積み上げていきますので、それぞれの労務費を大丈夫かと言われても、なかなか即答はしづらいというのは工事の特徴です。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>補足させていただきます。</p> <p>今年度の解体工事、86%の落札率の案件は、低入札価格調査で、事業者からヒアリングを行っております。一般直接工事費、それから現場管理費、共通仮設費、一般管理費という枠で、区で積算した額と業者が積算した額、どこが違うのかというのを確認させていただいております。</p> <p>その結果、いわゆる人件費に当たる直接工事費は大体そ</p>

	<p>んな変わらないですが、企業でいう本社経費みたいな一般管理費の差で、今回のこの解体についてはこのようになったというような結果となっております。</p>
○江藤委員	<p>今、ご説明いただいた一般管理費のところ、北区は最低落札金額が50%ぐらいで、ここで調整できなかった部分が、直接工事費のところに向かっていくという懸念がございます。</p> <p>例えば他区では、契約課で実際現場に行かれて、労働者への明示や賃金のほうも確認するようなこともやっている。そういったことは、今後、考えていただければなと思うところです。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>こちらにつきましては、特定公契約であることを当然、入札に参加された事業者、落札した事業者は、ご理解した上でやっていただいている。そういう意味では、北区の公契約条例について、できるだけ事業者さんの負担も減らすということで、労働条件等報告書を出していただき、契約しております。問題があれば、調査を行うと思いますが、現時点ではそこまで区のほうで行うということは考えておりません。</p>
○沼田会長	<p>そのほかございますか。</p>
○山本委員	<p>私ども緑化造園工事しかやってないので、直接的には建設の話と異なるとは思いますが、今、資材費も高騰しています。人件費だけではないです。我々の場合だと、どうしても採算が取れないって案件は、正直言って、入札にも参加しません。</p>
○沼田会長	<p>区役所の視点でいうと、そこがすごい問題だなと思う。</p>
○堀田委員	<p>実際入札の場合、とても採算合わない場合は辞退しています。強制的に「誰か取れよ」ということではありませんので、その心配はいらないと思います。</p> <p>最近も、申込者がなかったという案件もあります。高額</p>

<p>○事務局(千田契約管財課長)</p>	<p>の入札は必ず予定価格というのは、応札者には知らせます。</p> <p>これは区だけではなくて、都でも国でも同様です。各社が見積りをして、採算合わないとなると、入札を辞退して応札しません。無理して取っているところは今ありません。</p> <p>ただ、発注者の事業がどんどん積み残されて、完全に遂行していけないという物件が何本も残ってしまうという現実は今あると思います。</p> <p>今、堀田委員のおっしゃられたとおりで、令和4年度に比べて令和5年度は不調いわゆる入札が成立しない件数が多くなっています。入札不調で工事の開始が遅れば、区が予定していた事業がそれだけ遅れることとなります。その場合、区でも事業を進めなければいけないということで、できる限りいろんな工夫で、不調を何とか少なくしようというような努力はさせていただいているところです。</p>
<p>○江藤委員</p>	<p>私たちの労働組合の職人さんの中での話ですけど、今、資材高騰が大変で、見積りを出しても、もう翌週には合わなくなってくる。なおかつ、資材が入らなくてお客様を待たせないといけないとか、そういったことが頻発しております。なおかつ、高齢化が進んでいますので、若者の成り手がいないと。この公契約条例を生かして、何とか若者の賃金を上げていかなきゃいけないところが私たちの目指すところなので、ぜひ実態を調査していただきたい。簡単でいいので、私たちも手伝いますので、そういった現場の中に入って行って、実際にもらっているか、もらっていないかだけでもいい。それで、その現場が、公契約条例違反だとかではなくて、審議をする材料の一つとして、今、本当に働いている、現場で働いている、汗を流している職人たちが、この単価をもらえているのかどうかを、ぜひ一緒に見ていただきたいなというところがあります。切なる願いです。</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>労働組合単独でそれに関して調査されるということは考えていらっしゃいますか。</p>

○江藤委員	もちろんやります。それを参考資料としてお出しすることができれば。
○沼田会長	それをまず見てからという感じかな。
○江藤委員	ありがとうございます。ぜひ、次回に出させていただきます。
○沼田会長	そのほか、何かございますか。
○伊藤委員	<p>今、皆さんのお手元にお配りした資料で、一応案ということで1, 275円以上を提案したいということがあります。その理由としては、北区においても保育所とか無資格の人にもかかわらず1, 245円が出ているというようなことがございます。最低賃金が今年も1, 113円に上がっていますけれども、来年はそれを上回るということが予想されるというところと、1, 113円でプラス41円、103%強というところの上昇となっております。それに加え、物価上昇がこここのところ激しいということも鑑みて、そういう1, 275円というところを提案しております。</p> <p>ちょっとこれは質問になりますが、今、会計年度任用職員の賃金を参考にしているということで、一般事務補助というところになっていると思いますが、業務系の賃金報酬が分かれば、その単価を教えてくださいということと、委託指定管理について、どのような職種が多いのかですね。その辺がもし分かれば、教えてくださいと思います。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	申し訳ありません。会計年度で業務系というのが、ほとんど委託だと思いますので、手元に資料がなくて分からないのが実際です。あと、委託について、それぞれ労働者の数を把握しているわけではないので、動向、何の職種が多いかということまでは、把握し切れていないです。
○伊藤委員	それは後ほど調べられるのでしょうか。

○事務局(千田契約管財課長)	委託の種類として、清掃委託とか、給食調理だとか、委託の件数ということであれば、数は出せるのかというところ です。労働者の数とかまでは出せないかなと。
○伊藤委員	賃金についてもですか。
○事務局(千田契約管財課長)	そこまでは出せません。
○伊藤委員	分かりました。
○山本委員	私ども、指定管理を幾つか北区からいただいでまして、 スポーツ施設や公園が多いものですから、もう職種的には 受付や清掃、一般的な管理業務になります。ですから、何か 特定の技能が必要になるという職種は、まずないですね。
○伊藤委員	山本委員にお聞きしたいですけれども、今現状、人手不 足とか、そういうことを感じられておりますか。
○山本委員	正直申し上げます、今、東京都の最低賃金だと、アルバイト も集まらないです。労働力市場は今、圧倒的な売手市場で す。ですから、実際に北区といろいろやり取りする中で、 我々としては例えば、時間帯別にお客さんが少なそうなど ときには、極力人の配置を少なくするとか、そういうやりく りを一生懸命やって、何とかしているという感じです。正 直、この労働報酬下限額で積算をしたのでは、なかなか人 を集められないです。これ以上出さないと、とても人は集 まらない。
○沼田会長	本当に下限額なんですよ。
○山本委員	はい。これはあくまで下限なので、それとあるべき姿は 当然違うと思いますね。
○沼田会長	これで流通するわけじゃないですから。
○山本委員	だから我々は正直、今、こういう環境ですから余計そう

○沼田会長	<p>ですけれども、気になるレベルではないと、今の労働報酬下限額は。</p> <p>人手不足って山本さんが言っていますが、どう思いますか。人がそんなに減っているわけじゃないですよ。</p>
○山本委員	<p>やっぱりコロナになって、一旦働くのを辞めになった方が戻ってきていないというのが、多分一番大きいと思います。人がいなくなっているわけではもちろんないと思いますけれども、やっぱり楽で稼げる仕事にどうしても人が流れて、ちょっと大変な仕事にはなかなか人が集まらない。</p>
○伊藤委員	<p>今、山本委員におっしゃってもらって、状況が皆さんもよく分かったと思いますけれども、こういうことがずっと来年以降も続くということが考えられます。他区ではもう1,300円というのを今回入れていますので、その辺のことも加味していただきまして、労働者に負担のかからないような形で考えていただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。</p>
○沼田会長	<p>そのほか、何かございますか。</p>
○伊藤委員	<p>事務局のほうにお伺いしたいですけれども、今回審議会の11月とまた来月12月に設定していますが、他区で8月とかから審議会を開始しているというところがあります。それと審議会の前にヒアリングを、労働者側とか、事業者側とヒアリングを重ねてというところもやっています。その辺について、どのように考えられているのか教えていただきたいと思います。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>当審議会の開催時期ですけども、条例でいわゆる会計年度任用職員の時間単価と、最低賃金を勘案するということになっています。まずは、最低賃金の改定が見える時期ということ、もう一つは今日お示ししましたが、特別区の人事委員会の勧告が出されて、来年の賃金がどれくらい上がっていくかというところが見えないというところがあ</p>

	<p>りましたので、この時期に開催ということにさせていただいております。条例で定められている勘案事項を考えると、この時期かなと、今のところ考えています。</p>
○沼田会長	<p>伊藤委員、いかがですか。</p>
○伊藤委員	<p>やむを得ないところがあると思いますが、今後検討していただければというふうに考えております。</p>
○堀田委員	<p>先ほど、開催がちょっと少ないとか、時期的にとご発言があったのですが、つい先日、11月2日に私どもの協会が、主管課の営繕課から10年ぶりにヒアリングをやるんじゃないかと。この不調が何でこんなに出るということで。これは本当に10年ぶりで、発注者及び所管課も非常にもう悩んでいる時代ですよ。ですから、この審議会がたまたま、11月、12月とっていても、それ以外でも区役所はちゃんと動いて、我々事業者に呼びかけて知恵を貸せと、ということでお互いに知恵を出し合って解決するしかない、そういう動きも区役所内ではありますので、実際10年ぶりにやりましたので、一言そういう動きも区役所内ではあるということをご報告します。</p>
○沼田会長	<p>そのほか、何かございますか。</p>
○江藤委員	<p>事務局のほうにお聞きしたいですけども、今回の公契約条例が始まって、もう工事が始まっているところもあるかと思えますけども、現場にポスターとか、そういった周知関係はどのようなことをやられましたか。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>特定公契約、今年度既に7月以降の工事で十何件かあると思います。こちらは事業者へ特定公契約であるとか、事前に発注予定表で載せているので、事業者も分かっているんですけども、契約のときに改めてご案内申し上げて、区のホームページに手引きがありますので、それから周知用の参考の資料もホームページに載せてありますので、そちらのほうはご案内しているところでございます。</p>

○江藤委員	<p>ありがとうございます。例えばの話ですけども、労働組合のほうで、ここは公共工事、作業現場なんだよみたいな、そういったポスターを貼らしていただくことというのはできるのでしょうか。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>こちらにつきましては、事業者さんと労働者の皆さんとの話合いになるかと思います。</p>
○沼田会長	<p>そうだよね。そこ大事だよ。当然じゃないですか。</p>
○江藤委員	<p>杉並区とかでいろんな対策として、チラシを配ったりとか、そういったことを区のほうでおやりになられているところなんですね。それで労働者に周知させようという、周知活動を行っているところもあります。そういった活動も現場では必要ではないかなと思いますけども、事務局としては、また今後検討課題ということでしょうか。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>そういう意味では、まだ十数件というところもありますので、事業者側の皆さんに契約のたびにお願いしていくわけですけども、それでどの程度周知がなされていくか、あとは何かお考えがあればというようなことであれば、また検討しますが、今のところ、すぐにどうこうということは考えていません。今後の検討課題というふうに思います。</p>
○江藤委員	<p>ありがとうございます。</p>
○沼田会長	<p>この条例が救おうとしている対象の人たちというのは、多分お役所の用語にそれほど精通している人たちじゃないというふうに思いますけども、そういう人たちにきちんと、この制度、この仕組みを周知するということからすると、ちょっと違うと考えたほうがいいかもしれないと思います。</p>
○一瀬委員	<p>区のほうで実際始めた制度がスタートしたばかりという状況の中で、その実施状況について事後的に検証する場として、まさにこの審議会の場で実績等についてご報告いた</p>

<p>○事務局(千田契約管財課長)</p>	<p>だくというようなことは、現時点では念頭に置かれていらっしゃるのですか。</p> <p>今回、北区の公契約条例につきまして、成立までの間に、いろんな労働者側の皆さん、事業者側の皆さん、それぞれから意見をいただいて、今回の条例の形になっています。その中で、事業者側の皆さんの負担はできるだけ少なくというようなところがあって、事業者側の皆さんの契約のときに、労働の状況報告書を出していただくという形にさせていただいております。それ以上の調査等、当然事業者の負担になるようなことは今のところは考えてないというのが実際のところですよ。</p>
<p>○一瀬委員</p>	<p>再度、よろしいですか。</p> <p>先ほど組合のほうでも調査をしてというお話があったかと思うのですが、そちらが出てきたときに、それに半面的な形で、紹介できるような形での調査というのも、一応は検討いただくと、今後の条例の実施状況について、さらに客観的に検討ができるのかなとは思っています。その点をご検討いただければなと思います。</p>
<p>○稲田委員</p>	<p>運輸関係とか、建設関係とか、来年4月から2024年の問題が始まりますよね。残業、時間外労働の上限規制によって多分、相当働き方を考えなきゃいけない、それによって人手不足も出るかもしれないし、いろんな問題が多分出てくるので、その多分企業側も相当負担をしなければいけないと。</p> <p>人事労務の世界でいうと、この4月からとんでもないというか、どんな状況になるのかとか全く予想がつかないですね。</p>
<p>○堀田委員</p>	<p>先ほど申し上げた営繕課とのヒアリングの中でも、営繕課のほうで「完全土日休止、休み、残業なしでいったらどうなるのか」と言うから、大変なものになりますよと。要するに一つのを造るのに、土日休んで残業をもすると言ったら、今までひと月でできたものがひと月半とか2月か</p>

	<p>かるということは、コストがそれだけ高くなるということですよ。前なら、1,000万でできたというのが、工期は伸びるし、1,500万とか2,000万になっちゃいますよと、大変なことになりますよと、工期だってそれだけ見てもらわないと困りますよといったら、「うーん」と。</p> <p>だから、国とかそういうのを言うのは簡単ですけど、実際コストに跳ね返るわけですよ。そこまで考えて言っているのかなとか。それだけちゃんにご発注いただかないと、とても受けられませんよとか。ですから、何か絵に描いた餅みたいな、ちょっと厳しいことをやり過ぎているのではないかなと。</p>
○江藤委員	<p>今、私たちの組合にいる若い方たち、建設業で働く中で長時間労働が一番問題ですよ。土曜日は休みたいですよ。それを考えていただいて、本当に。工期が延びれば、それだけかかりますから、それを飲み込んでいかないと、絶対今後の若者は入職されないと思います。土曜日はもう休みだというのが常識な建設業になっていかないといけないと。しかし、その代わり今の給料が下がってはいけないという問題です。なぜかという、私たちの組合員さんたちは皆、日給、月給が多いです。1日当たり幾ら、俺らの腕の職人の技を使って、1日幾らという方が多いので、どうしても土曜日休みだとそれだけ収入がダウンしてしまうと、それを確保しながら考えていかないといけないという、公共工事のジレンマ、本当大変なところになるかと思っておりますので、よくそこら辺を審議していただいて、入札の方法も落札金額もご検討をいけないと思っています。</p>
○沼田会長	<p>それは労働者の選択にするというふうにはいかないですかね。つまり、お金をもらいたい人は土曜日でも行くと、休みたい人は土曜日に休むという。</p>
○江藤委員	<p>できなくなりますね。それが問題です。</p>
○沼田会長	<p>そこが杓子定規ですよ。人間の生活だって、そういうものじゃない。</p>

○稲田委員	<p>建設業も運送業もですけど、働きたければ稼げる。頑張れば、何時間も働けば稼げる職種だったので、今度その辺の規制がかかってくると、本当にどうなのかね。</p> <p>かといって会社のほうでも完全月給だというのはなかなか難しいと思うし、2024年問題の、実はその1年前にも問題がもう発生していて、実は60時間を超えたら時間外労働の割増が1.25から1.5になっているのですね。</p> <p>だから、人手がいなくて、それだけ納期に合わせようと思って残業すればするほど、会社もまた割増賃金を払っていきなさいいけないという。だからそういったことも踏まえていろいろ考えていきなさいいけないのかもしれないですかね。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>ありがとうございます。今、人件費が上がっているのは重々承知しております。</p> <p>また、来年の2024年度、残業規制の問題、それを含めて、どうしていくか。予算確保も含めてというのは工事所管課、それから事業部所管課、それから財政課、ある決まった範囲の中でやらなさいいけないところをどうするかというのを頭を悩ませながら、今実際にやっているところです。</p>
○沼田会長	<p>今度から入札は9時5時の人も相手にするという話になるわけでしょ。それは大変だな。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>そうですね。なので、実質的な賃金だったり、それ相応のその仕事に見合ったもので、きちんと積算した上で、予算を立てたりして発注するということをしないと、落札しないと思いますので、きちんと積算するように、区ではやっていきたいというふうに思います。ただ、審議会の議題は、労働報酬下限額ではあるので、そここのところはそここの下限額というところで、ご審議いただけたらなというふうに思っています。</p>
○沼田会長	<p>下支えをするという意味は基本、意味はありますよね。ただ、これがそのまま適用されるかどうかというのは、ま</p>

○事務局(千田契約管財課長)	<p>たちよつと違う話しかな。</p> <p>そういう意味では、実際に山本委員からあった委託も、この労働報酬下限額ではもう全然来ないよということもありますけども、求人情報誌を見ると、まだ東京都の最低賃金で募集している仕事もあつたりして、そういうところは労働報酬下限額が上がるところで底上げにつながるのかなというふうに思っております。</p>
○沼田会長	<p>周辺の底上げにも多分なっていると、この下限額がと思いますけど。</p>
○稲田委員	<p>江藤委員にちょっと確認ですけど、社会保険の強制加入問題のときに、社員になる人と、一人親方になる人とありましたよね。やっぱり、そのときは一人親方になる方が結構、本人がなりたいかどうか別として、会社側が「おまえは一人親方だよ」みたいな感じで増えていくかということが多かったですよ。どうなのですかね。</p>
○江藤委員	<p>多かったとは言えないと思います。仕事の中で働く中では、やっぱり仕事をもらわないといけない状況があります。そうしたら、専属で外注ということではなくて、ちゃんと社員側を選ぶという方が多かった。</p> <p>ただ、その中でも、一定の年齢を行った高齢者の方は、既に年金を今からかける必要もないということで、一人親方の道を選んだ方もいらっしゃいます。ただ、今、本当に問題になっているのは、偽造の一人親方ですね。ただ、これも一つの局面があります。今、おっしゃったように人が足りません。そしたら、どうしても仕事を終わらすためには頼らざるを得ない、これが状況ですよ。この状況を何とかしないといけないところもありますし、国としても公共工事という目的を考えたときには、雇用された人間でというのを目指していかないといけないではないかなと思います。ただ、今、現在は非常に厳しい状況ですし、これを言ってしまうと事業主側の工事の中での内容として全てできないと、そんなこと言っていたら絶対物は建てられないぞと。</p>

<p>○稲田委員</p>	<p>これが、叫びだと思っています。</p> <p>2024年問題を見たときに、これはまた働き方で一人親方とか、フリーランスを選ぶような人が増えていったときに、僕は人事労務が専門家なので心配しているのは、やっぱり労働法で守られない人が増えていくということが非常に何か懸念している。何か、そういった方向性にならなければいいなど。守らなくてもそれだけの能力があって、稼ぎが得られるなら、それは一つの方法ですけども、ほとんど通常の方と同じにもかかわらず、特別な技術があるわけでもないにかかわらず、いろんなコストの問題で、フリーランスとか一人親方になってしまうと、何となく、やっぱりちょっと問題があるかなというふうに思います。</p>
<p>○江藤委員</p>	<p>今のお話の中で、一人親方の問題ですけども、20代で、18歳の一人親方が増えているというところも、一番問題視するべきであると。人生を選択するうちには、職人として10年ぐらいはしっかりと学んで、そこから、俺は一人で立ちするという方もいらっしゃると思います。ただ、入職してすぐ一人親方とか、そういったことも横行している状況にあると思います。それは、例えば北区のほうでも、公共工事で作業員名簿を見れば、どれぐらい一人親方の率が多いというところは分かってくるかと思っています。</p> <p>ただ、今の流れとしては、ビッグゼネコンに関していえば、なるべく三次下請までで終わらせようということでの動き、国土交通省の動きでもそういったものはやめようというような形で動いてはいます。ただ、実態と現実がかけ離れたところ、どうやって埋めていかなきゃいけないのが、労働組合としての課題でもあります。</p>
<p>○沼田会長</p>	<p>若い人が一人親方を選ぶというのはあれですか。他人に使われたくないということですか。</p>
<p>○江藤委員</p>	<p>そういった雇用でしかない。本人に聞くと、私はこの会社に勤めていますって言います。</p>

○稲田委員	<p>本当に中小で、ちゃんとしたホワイト企業はそんなことはないですけど、ブラック的、グレー的な企業でやはりコストをかけたくないので、社会保険に入れたくないとか、いろんな問題で労働保険に入りたくないとか、その辺の若い人たちは、その辺の選別というか、その知識もないので。結果的に手取りが幾らみたいなの、手取りが幾らもらえるみたいなの感覚なので、自分がそこで労働契約、雇用契約なのか、外注契約なのかという判断ができていない若い子たちが実際多いかと思います。だからあまり、例えば20人の会社で社員が2人と18人が一人親方みたいな会社というのは、やっぱり実態としてどうなのかなみたいなの、その辺の方たちが相当技術を持って、ある程度年配の方だったらまだ問題ないのかもしれないですけども、若い人たちがばかりなのに一人親方の会社というのは、確かに会社としてはあまりコストもかからないし、残業だとかそういったものが。</p>
○沼田会長	<p>それは会社と言えるのですかね。</p>
○江藤委員	<p>それで、若い子は離れていきますので。</p>
○沼田会長	<p>人手不足はそういう意味なの。</p>
○稲田委員	<p>それもあります。</p>
○江藤委員	<p>それもあります。</p>
○沼田会長	<p>なんか、相当深刻なお話ですね。そういう環境で、若い人にいらっしゃって言うても、来ないでしょう。なかなか若い人にとって魅力のある職場にするのは大変ですよ。</p>
○江藤委員	<p>なので、最低落札価格は70%とか、そういった公共工事で大丈夫ですかというのが心の声です。解体工事は特に一人親方が多いので。</p>
○堀田委員	<p>今、北区役所発注は最低制限価格で失格になっちゃいま</p>

○事務局(千田契約管財課長)	<p>すから、70%なんていう案件はないはずですよ。大体85%ぐらい、失格になるのは。一本一本変わるけど、70%という落札物件はここ何年もない。</p> <p>そうです。先ほども少し言いましたけど、令和4年、昨年度から今年度にやった入札では、ほとんどの工事は90%です。</p>
○堀田委員	<p>先ほどからご心配なさっているのは、70%ぐらいで落札したものがまともな賃金を払えないでしょという懸念をなさっているから。北区発注の場合はそんなものは失格になって契約しないわけでしょということ。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>そういう意味では先ほど言った、解体86%というのが低入札価格調査に引っかかったということは、それよりももう少し下であれば失格に。</p>
○堀田委員	<p>失格だよ。契約しないと。</p>
○沼田会長	<p>ほかに、何かございますか。</p>
○伊藤委員	<p>今、こうやって皆さんのほうでいろんな意見が出ました。それで、ここには一般に働いている労働者の方は参加されていないわけで、そういう声を聞くという意味で、もうこの審議会も2年目なので、まだ2年では早いと思うのですけれども、アンケート調査というのを今後にかけて、例えば3年目にやるのか、4年目にやるのかということを考えていただけないかなという、ちょっと意見ですけれども。</p>
○事務局(千田契約管財課長)	<p>今後、北区の労働報酬下限額を決めていくのに、どういった資料が必要かとか、いろいろ運用していく中で出てくることもあるかと思います。また、ほかの区の状況もあるかと思いますが、今すぐということでは考えていませんけど、この先運用していく中で、どういう資料がいいかとかというのは、引き続き検討はしてまいりたいと思います。</p>

○沼田会長	対象者って何人ぐらいですか、概算でいいですから。
○伊藤委員	ちょっと今すぐに分からないですね。
○沼田会長	100人とか。もっと多い。
○伊藤委員	もっと多いと思います。ちょっと隣の区の足立区とかで今回やっているの、その辺のことが結構、何人ぐらいというのが分かると思うんですけど。
○沼田会長	検討課題に。
○伊藤委員	そうですね。よろしくお願いします。
○沼田会長	ほかにございますか。
○山本委員	ちょっと最後に1点だけ確認したいですけども、先ほど懸念事項でおっしゃられた、委託指定管理のその時期の問題なのですが、今回事務局でお示しになる案に、例えば具体的な金額の目安だとか、そういうのが必要だとお考えになったら示していただけると、そういうイメージですか。
○事務局(千田契約管財課長)	そうですね。今回、入札に参加される事業者さんが積算がきちんとできないと思いますので、具体的な額を示せたらというふうに思っております。
○事務局(千田契約管財課長)	(事務局より連絡事項)
○沼田会長	では、以上をもちまして、令和5年度第1回の公契約審議会を閉会させていただきます。本日はお忙しいところ、ありがとうございました。